

税務課 資産係からの

償却資産(固定資産税)は申告が必要です



お知らせ

【償却資産(固定資産税)は申告が必要です】

償却資産とは、法人や個人で工場や商店などを経営している方、駐車場やアパートを貸し付けている方などが、その事業のために所有している構築物・機械装置、船舶、器具備品などの資産のこと。

毎年1月1日に所有している方は申告が必要です。申告にあたっては、法人は固定資産台帳や法人税申告別表16等を、個人の方は所得税申告における減価償却明細、固定資産を管理している帳簿等をもとに行ってください。

※ 税務署調査等で、申告漏れのある事業所や個人へも申告書をお送りしています。申告漏れの場合は、過年度にさかのぼっての課税となりますのでご注意ください。

◆償却資産の対象となるもの(業種別の例)

業種	地区
共通	パソコン、コピー機、応接セット、看板、舗装路面、駐車設備など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、大型特殊自動車など
飲食業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケセットなど
小売業	陳列棚、陳列ケース(冷凍・冷蔵庫付を含む)、日よけなど
医(歯科)業	レントゲン装置、手術機器、歯科診断ユニット、ベッド、調剤機器など
不動産貸付業	門扉・堀・緑化設備などの外構工事、太陽光発電設備、受変電設備など
理(美)容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌設備、サインポールなど
農業	農業用機械類

【お問合せ】税務課 資産係

☎ 72-3751(内線 177,129,131,134)

【固定資産税課税台帳整備のための現況調査】

市内にある土地の利用状況、建物の種類や構造、新築・増築や建物取壊し、償却資産などの実態を把握し、市の課税台帳との登録内容が一致しているかどうかを確認します。

調査にあたっては、敷地外からの外観が把握できない等の場合は敷地内に立ち入らせていただく場合もあります。また記録のため写真撮影をさせていただきます。

調査は、市税務課職員及び市が委託した調査会社が行います。市税務課職員は市が発行する「調査吏員証、固定資産評価員証又は補助員証等」、また委託会社職員は「調査員証明証」を携帯していますのでご確認ください。

【家屋を取り壊した方について】

平成30年中(12月末まで)に取り壊された家屋は、次年度から固定資産税の課税対象になりません。家屋を取り壊した方、又は家屋が火災等の被害に遭われた方はご連絡ください。

【固定資産(土地)の評価について】

固定資産(土地)は、現況の地目によって評価、課税されます。

登記簿記載地目が畑や原野で記載されている場合でも、1月1日時点の使用状況に応じた地目で判断されます。

例えば、畑を耕作放棄等で畑としての利用状況がない場合、または、更地、駐車場、資材置場等で使用している場合は、雑種地(宅地比準)として地目認定され、評価額・固定資産税額が急激に上昇する場合がありますのでご注意ください。



秋の行政相談所開設

困ったら一人で悩まずお気軽に行政相談を!

■相談内容:(無料・秘密厳守です)

医療保険や年金、後期高齢者保健、福祉、雇用保険、交通安全、恩給、公害、戸籍、道路、環境衛生、登記、その他、暮らしの中で疑問に思ったことなど、なんでもお気軽にご相談下さい。行政相談委員がご相談に応じます。



■日程

地区	日にち	時間	場所	行政相談委員
平良地区	10月15日(月)	10:00 ~ 15:00	平良庁舎 6階会議室	真壁 恵修 与那覇 清 宮國 京子 洲鎌 菜保子 平良 紀和子
城辺地区	10月16日(火)	9:30 ~ 11:30	城辺庁舎 2階会議室	
上野地区	10月16日(火)	9:30 ~ 11:30	上野庁舎 1階会議室	
下地地区	10月17日(水)	9:30 ~ 11:30	下地庁舎 1階会議室	
伊良部地区	10月17日(水)	9:30 ~ 11:30	前里添多目的共同利用施設	

■お問合せ:市民生活課 ☎ 72-3751(内線 151) ※平良地区以外は、2名の行政相談員で対応
また沖縄行政評価事務所でも、下記のとおり電話等で相談を常時受け付けていますので
お気軽にご相談下さい。

○行政苦情110番(17:15~翌8:30までは留守番電話)

☎ (098) 867-1100

☎ 0570-090-110

○相談受付FAX

FAX (098) 866-0158

漁業センサスを実施します

漁業の現状を知り将来を考えるための調査です。



漁業センサス

- 漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村・水産物流通・加工業等の漁業を取り巻く実態と変化を総合的に把握することを目的に、5年ごとに行う全国一斉の調査です。
- 10月中旬から調査員が漁業関係者の方々に訪問しますので、漁業の操業状況などを回答してください。
- 調査への回答は、「インターネットによる回答」か「紙の調査票での回答」を選択することができます。

※ インターネット回答期限:

10月15日(月)~24日(水)

基準日:11月1日(木)

ご協力をよろしくお願いします。



農林水産省・沖縄県・宮古島市

【お問合せ】

企画調整課 統計係 ☎ 72-4878